

# 役員報酬について

## 社会福祉法人 徳育会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 徳育会（以下「当法人」という）定款第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給する。

1. 理事長には、1日8時間以上勤務した場合に報酬を支給する。
2. 理事長が職員の場合は、職員として1週間のうち平日に合計40時間以上勤務し、なおかつ土曜日等に8時間以上勤務した場合に支給する。
3. その他の役員については、報酬を支給しない。

### (報酬等の額)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、別表第1に定める額とする。

### (報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日とする。

### (公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第6条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 別表1 (理事長の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	日額 25,000 円

役職名	月次報酬の上限額
理事長	月額 100,000 円

### 附 則

1. この規程は、令和2年6月26日から施行し、令和2年7月1日から適用する。
2. この規程は、令和3年6月19日に改訂し、令和2年7月1日に遡って適用する。